

第33回 安来市農業委員会議事録

令和5年3月22日 午後2時00分 第33回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和5年3月22日 1日
日程第 3	議第134号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第135号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第136号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	報第171号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	議第137号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	議第138号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について
日程第 9	報第172号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 10	報第173号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 11	報第174号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について

5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第33回農業委員会を始めさせていただきますと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。なお、議案の修正がありますのでお願いいたします。議案第135号の農地法第3号案件に誤りがございましたので6ページから7ページの差し替えをお願いします。訂正に併せお詫び申し上げます。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので

第33回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：岡田 一夫君
欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君
ありません。

議長：岡田 一夫君
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により13番 板金委員、14番 渡邊委員を指名いたします。

議長：岡田 一夫君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君
日程第3 議第134号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。

議長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、山間部の山あいの農地であり昭和40年頃から現在までの度重なる豪雨等の影響により、当該地及び背後地の山林崩壊が発生し耕作の継続が不可能となり現在に至ったものです。非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業用利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等)が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について3番 永塚委員お願いします。

3番 永塚 知芳君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を1班10番 安松委員お願いします。

10番 安松 智君

10番 安松でございます。現地調査班の報告をさせていただきます。今月の調査班は1班で、木戸班長、岡田会長、吉村委員、板金委員、杉原委員、足立委員と私、安松の委員7名と、事務局より實重事務局長、名原係長の計9名で行いました。20日の午後1時半より、201会議室で事務局より概要説明を受け、その後、現地で調査を行いました。1番案件についてでございますが、現地では地元委員の永塚委員から説明を受け、調査を行いました。申請場所は事務局から説明があったように急傾斜地であり、昭和40年ごろ以降の度重なる豪雨等により、当該地及び背後地の山林崩壊が発生し、耕作の継続が不可能になった場所でございます。現在は雑林や杉が繁茂し、竹も進入しており、山林化している状況でございます。以上のことから、当該申請地は非農地要件に該当し、調査班としては非農地の認定は妥当だと判断したところでございます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 議第135号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6ページから7ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、3件で、すべて「所有権移転」に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしています。通作距離200m、農機具は、トラクター3台、草刈り機2台、共有のコンバイン1台、共有の田植え機1台を所有しています。労働力は本人と子の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。通作距離車で5分圏内、農機具は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン2台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。3番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。通作距離1km圏内、農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を

所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、 です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番の案件について18番 齋藤委員 お願いします。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。1番案件について、現地を確認して来ました。申請人は農地を256.34aを所持し、意欲的に営農に取り組んでおります。今回の申請は経営拡大のためで、取得後も同じ利用方法で耕作するため、周辺に影響はないと思います。以上でございます。

議 長：岡田 一夫君

2番の案件について14番 渡邊委員 お願いします。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。2番案件についてご説明申し上げます。譲受人は4, 345aの耕作面積で、意欲的に営農に取り組んでおられます。また、申請地近くでも耕作しておられ、他への影響はないと考えます。委員の皆様方のご審議よろしくお願いたします。

議 長：岡田 一夫君

3番の案件について3番 永塚委員 お願いします。

3番 永塚 知芳君

3番 永塚でございます。3番案件についてご説明させていただきます。譲渡人の耕作地のところを7年前より譲受人が耕作をしておりました。ほとんど、この田んぼは周辺には全く迷惑をかけないような状況、それから今回この地区は圃場整備にあたりまして、話をしたところ、譲りたいという事になりまして、現在も継続して譲受人が作っておりまして、とんとん拍子に話が進みまして、この申請になりました。以上でございます。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第5 議第136号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議をを求めるものです。9ページに案件の内容、10ページから11ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、個人住宅で、権利の種類は、所有権の移転です。譲受人は、松江市内のアパートにて妻と2人で生活していますが、子供の誕生を控え住まいが手狭になることから実家周辺に住宅の建築を計画しました。実家敷地には余剰地がなく周辺宅地も検討しましたが、所有者の同意が得られずやむを得ず本申請地を選定するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。2番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、分家住宅で、権利の種類は、使用貸借権の設定です。本件はすでに宅地造成し進入として利用されており追認案件となります。申請書には顛末書が添付されております。申請地の隣接地は農機具庫及び車庫であり、車の台数が増え車庫が手狭になったため自家用車の駐車場及び進入路として利用していました。農地法の手続きが必要とは知らずに今日に至ったようであります。当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。借り人は、実家近くの住居に住んでおりますが、子供も2人おり手狭であるため、現居宅を建て替える計画になりました。現在の敷地では計画する住所を立てるのに狭いため、当該農地を申請することになりました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について7番 武上委員をお願いします。

7番 武上 隆雄君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

2番の案件について10番 安松委員をお願いします。

10番 安松 智君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を1班10番 安松委員 お願いします。

10番 安松 智君

10番 安松でございます。5条の許可申請について報告いたします。1番案件についてでございます。現地におきまして、地元委員の武上委員から説明を受け、調査を行いました。事業目的等については事務局から説明がありましたとおり、個人住宅、物置、4台分の駐車場及び庭として利用する計画でございます。申請地は緩やかな傾斜地にありまして、現況畑として活用されておりまして、ほぼ道路高の状況となっているため、盛土はせず整地のみとし、北側の宅地との境界法面は土羽とし、土砂等が流れないようにする計画でございます。汚水は東側前面の道路にあります集落排水が通っておりますのでそこに排水し、雨水は新設東側の私設水路に排水する計画でございます。東側は道路、北側は宅地であり、南側及び西側農地は当該申請地よりも高いことから、周辺農地への影響はなく、また、隣接農地、水利組合、土地改良区の同意書も取ってあることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。次に2番案件でございます。現地におきまして、地元委員の私の方から説明いたしました。事業目的等については事務局からの説明のとおり、隣接農地にある分家住宅の建て替えによる敷地拡張及び駐車スペースでございます。本件は追認案件で、すでに申請地は盛土がなされ、一部は車庫や進入路として使われております。そのために、すでに道路高まで盛土がなされており、整地等も必要なく現況のまま建て替える予定でございます。汚水は合併浄化槽により、申請地東にある私設溜枡を通して、隣接道路東の排水路へ、雨水は申請地西側にある既設水路に排水する計画でございます。三方は市道、宅地側溝に囲まれており、一方向は申請者親の畑であることから、周辺農地への影響もなく、申請書には始末書が添付されており、また、隣接及び地元水利組合並びに土地改良区の同意書等もあり、調査班としては許可相当と判断させていただきました。委員の皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第6 報第171号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

12ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。13ページに案件の内容、14ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は個人住宅で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について2番 足立委員をお願いします。

2番 足立 仁行君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第7 議第137号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。議事の前に、安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、11番 新田委員 の退席を求め、併せて私 岡田も退席いたしますので、議題137号につきましては、安松会長代理が議長を務めますのでよろしくをお願いします。

議 長：安松 智君

それでは、議事を進行します。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

15ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基

盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、17ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権114件、面積144,381㎡、使用貸借権44件、面積62,732㎡、所有権移転1件、面積3,031㎡、全体で159件、総面積が210,144㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：井上 幸雄君

農林振興課 井上です。今月の農地利用集積計画の詳細についてご説明させていただきます。18ページからになります。今月の利用集積計画ですが、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定が申請番号1から41及び52から57となります。申請番号42から51及び58から60は、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により、農地の中間管理権を設定するものでございます。また、所有権移転についてですが、番号61は、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する農地中間管理機構特例事業により、公益財団法人しまね農業振興公社が売渡しをするものでございます。買い手は新規就農者でございまして、買受価格は■■■■となっております。経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：安松 智君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：安松 智君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：安松 智君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、11番 新田委員、16番 岡田委員 の退席を解除します。

議長：岡田 一夫君

日程第8 議第138号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

33ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり申出書の提出があったので審議を求めるものです。申出書の内容等につきましては、34ページから39ページに掲載しておりますのでご覧ください。今月の農地貸付けあっせん申出は1件です。詳細については、農林振興課の方から説明します。以上です。

農林振興課：井上 幸雄君

農林振興課 井上です。詳細は34ページからです。公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付け事業要領第5条により貸付けあっせん申出書の提出がありましたので、市を経由して農業委員会へ提出いたしました。申出者は穂日島の安来干拓地内を拠点に、トマトを中心に営農をしております農地所有適格法人です。今回の借入希望農地は経営面積拡大のため、干拓内の公社未貸出農地について利用権設定し、借り受けるものです。新たにイチゴのハウスを建設し、90a栽培す

る計画となっております。あっせんの適格者の可否のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長：岡田 一夫君

この案件につきましては、7番 武上農業振興対策委員長の報告をお願いします。

7番 武上 隆雄君

7番 武上でございます。議第138号議案について説明をいたします。中海干拓掛屋・安来地区入植促進農地貸付あっせん申出について、現地調査の報告をいたします。3月13日、月曜日、午前10時より永塚委員、事務局の二岡主幹と私の3名で現地調査を行いました。説明は県農業振興公社の安達様に説明していただきました。まず、場所の説明をいたします。39ページをご覧ください。国道9号線県境手前に道の駅あらエッサがございます。その道の駅あらエッサの北側に幹線道路が西に走っております。地図の一番右の中ほどに幹線道路が東西に走っております。これを西に走って1km行ったところの右側にある黄色のマーカが塗ってあるところが今回の申出地であります。地番115から119番の5筆で、面積15,216㎡でございます。借入期間は令和5年から15年までの10年間あります。土地は県農業振興公社の管理のもと、毎年、草刈もしてあり、水はけも良いようであります。整地をすればハウスを建て、営農が可能であります。規模拡大に伴い今後、雇用を4名ほどされ、また、軌道に乗れば年間30名程度の雇用を増やして、将来的に観光農園を目指すと言われております。干拓地の有効利用と雇用もでき、地域の活性化にもつながり、周りの農地に影響を与えることはないと考え、農業振興対策委員会としても許可妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

15番 佐々木 吉茂君

はい。

議 長：岡田 一夫君

15番 佐々木委員。

15番 佐々木 吉茂君

15番 佐々木です。1つだけお聞かせ願ひたいんですが、先ほどの利用権設定の分については、かなり時間をとってありますけども、例えばこの内容について、あっせんの内容についてどなたがどのように審議されたのか、今、ぽっと言われても良いも悪いも判断しにくいもんで、例えば、誰と誰が審査をして、内容が良いと言ったのかとか、そういうところを詳しく聞きたいんですけども。ただ今、ぽっと言われても分かりません。

議 長：岡田 一夫君

今、農業振興対策委員長の方から委員会の方で、申請の説明を受けて調査をしていただいておりますので、委員会の方で適当であるという事で、判断したという事を先ほど報告していただいたと思っております。

15番 佐々木 吉茂君

例えばこれが駄目になったとか、そういったところの責任については、例えば農業委員会であっせんを良いですよというふうに認めたとして、じゃあ、責任とかいうのはないんですね。

議 長：岡田 一夫君

計画が出ていて、責任と言いますと、どういう事を意味しているんですか。

15番 佐々木 吉茂君

例えば農業委員会があっせんを承認したとして、あっせんを認めてもらったんだけど、内容的におかしかったとか、そういう事があった場合に農業委員会としては一切関係ないんですね。その事を聞きたかったからです。例えばこの面積でこういう区画をもっと作って、これだけの収入があるという計画はありますけども、それは誰がどのように精査されて認められたものですか。

農林振興課：井上 幸雄君

失礼いたします。今回あっせんを受けるLPCベジタリアファームさんは国の補助事業を活用して、今回イチゴのハウスをするわけですが、国の補助金を申請するにあたり、農業経営計画書の作成も農林振興課、安来農業部、JAなどの関係機関と打合せをいたしまして、農業経営改善計画書を作っております。それに伴って、今回、国の補助事業が採択されたことに伴って、この新たな穂日島の農地についてあっせんの申出を受けたものでございます。よろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

今の説明でよろしいでしょうか。

15番 佐々木 吉茂君

はい。

議長：岡田 一夫君

他にございませんでしょうか。

1番 横山 芳明君

はい

議長：岡田 一夫君

1番 横山委員。

1番 横山 芳明君

1番 横山です。37ページの5年後の計画ですけども、トマト30、イチゴ90と書いてありますが、次の38ページの計画書の方にはイチゴは90になるんですけど、トマトの項目がないんですけど、これはどうでしょうか。

農林振興課：井上 幸雄君

トマトにつきましては、既に借りられている農地ですね、XXXXXXXXXXの方でトマト栽培をされておられまして、今回、新たに借りられる農地についてはイチゴを主に栽培されるという事になっております。

議長：岡田 一夫君

よろしいですか。

1番 横山 芳明君

はい。

議長：岡田 一夫君

他にございませんでしょうか。質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第9 報第172号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
40ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。41ページから43ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、5件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君
日程第10 報第173号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
44ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。45ページから46ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、5件で、農業経営基盤強化促進法による貸借の解約5件です。なお、3番と4番は中間管理による貸借のため、46ページの合計欄は4件となっております。

議 長：岡田 一夫君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君
日程第11 報第174号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
47ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり廃土処理の届出書の提出がありましたので報告するものです。48ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は1件で、安来市長田中武夫、担当部署上下水道部水道工務課より届出があったものです。事業名は、「比田地区配水管改良工事(その3)」で、令和5年2月21日から令和5年3月20日までです。終了後は畑として使用されます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第33回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時57分)